

山梨県公報

第二千七百五十一号

平成二十九年

十二月七日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………七五九

○道路の供用開始……………七六〇

○有害図書類の指定……………七六〇

公告

○公共測量の実施(二件)……………七六〇

○開発行為に関する工事の完了について……………七六〇

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七六一

正誤

○平成二十九年五月二十九日付第二千七百号中……………七六四

○平成二十九年八月十七日付第二千七百二十二号中……………七六四

告示

山梨県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷山梨自転車道線	中央市大田和字長正寺四四二番地先から中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷地先まで	四八九・〇	平成二十九年十二月七日

山梨県告示第三百七十六号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年十二月十四日から施行する。
 平成二十九年十二月七日

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所
 山梨県知事 後 藤 齋

名 称	発 行 所
「ふたりっきりの誘惑個人授業」 「脳殺レッスン」	コアマガジン

本当にあったHな体験教えます 淫婦艶妻編	リイド社
月刊劇漫スペシャル 2017 12月号	竹書房

公 告

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

二 測量の地域 甲府市

三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により上野原市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 上野原市全域
- 三 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜千四十四番、千四十五番、千五十一番、千五十二番一、千五十二番二、千五十三番一、千五十三番二、千五十三番五、千五十三番六及び千五十三番七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町西湖九百九十七番地株式会社HAMAYOUリゾート 代表取締役 和田孝雄

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百五十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十九年十二月七日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

別表第一中

八五	甲府市大和町三番二七号先（県道甲府敷島葦崎線）	北中学校入口	平成六年九月二二日 告示第三五号
----	-------------------------	--------	---------------------

八五	甲府市大和町三番二七号先（主要地方道甲府葦崎線と市道との四差路交差点）	北中学校南	平成二九年一月二七日 告示第一五七号
----	-------------------------------------	-------	-----------------------

三〇三	甲府市緑が丘二丁目八番一号先（県道緑が丘公園線と市道との	緑が丘総合公園東	平成二六年一月三〇日 告示第一二〇号
-----	------------------------------	----------	-----------------------

丁字路交差点東側

三〇三	甲府市緑が丘二丁目八番一号先（県道緑が丘公園線と市道との丁字路交差点東側）	緑が丘総合公園東	平成二六年一月三〇日 告示第一二〇号
-----	---------------------------------------	----------	-----------------------

三〇四	甲府市荒川二丁目一、〇一九番地二先（市道同士の三差路交差点）	荒川二丁目東	平成二九年一月二七日 告示第一五七号
-----	--------------------------------	--------	-----------------------

三八七	甲府市朝氣二丁目一番二三号先（国道四一〇号（城東バイパス）と市道との十字路交差点）	朝氣二丁目	平成二九年九月二一日 告示第一〇九号
-----	---	-------	-----------------------

三八七	甲府市朝氣二丁目一番二三号先（国道四一〇号（城東バイパス）と市道との十字路交差点）	朝氣二丁目	平成二九年九月二一日 告示第一〇九号
三八八	中央市布施二、〇八八番地先（主要地方道甲府市川三郷線と市道との十字路交差点）	布施	平成二九年一月二七日 告示第一五七号

一八〇	南アルプス市沢登九七七番地先（市道同士の十字路交差点）	南アルプス市消防本部前	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	-----------------------------	-------------	-----------------------

一八〇	南アルプス市沢登九七七番地先（市道同士の十字路交差点）	南アルプス市消防本部前	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	-----------------------------	-------------	-----------------------

一八一	南アルプス市藤田一、五二二番地先	若草なかよし児童館前	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-----	------------------	------------	------------------------

に、

九六	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番地一九先(市道同士の十字路交差点)	北杜高校前	平成二十七年一月二二日 告示第一一八号
----	---------------------------------	-------	------------------------

を

九六	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番地一九先(市道同士の十字路交差点)	北杜高校前	平成二十七年一月二二日 告示第一一八号
----	---------------------------------	-------	------------------------

に、

九七	北杜市長坂町夏秋五〇〇番地先(農道同士の十字路交差点)	夏秋	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
九八	北杜市高根町下黒澤一、七六四番地一先(主要地方道北杜八ヶ岳公園線と農道との十字路交差点)	下黒澤	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号

を

一七〇	富士吉田市上吉田五、六〇一番地一六先(県道と市道との十字路交差点)	富士パインズパーク南	平成二十九年七月三二日 告示第八九号
-----	-----------------------------------	------------	-----------------------

を

一七〇	富士吉田市上吉田五、六〇一番地一六先(県道と市道との十字路交差点)	富士パインズパーク南	平成二十九年七月三二日 告示第八九号
一七一	南都留郡富士河口湖町河口六八二番地先(主要地方道河口湖精進線と町道との十字路交差点)	河口湖北中学校校東	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号

に改める。

一七二	南都留郡富士河口湖町河口三、二一〇番地先(主要地方道河口湖精進線と町道との十字路交差点)	河口湖北中学校校前	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-----	--	-----------	------------------------

別表第四の四一七の項を次のように改める。

四一七	市道	車両	甲府市城東四丁目一六番一〇号先から甲府市城東四丁目一六番六号先まで(二九メートル)	車両進行 西から東へ 終日	甲府	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-----	----	----	---	---------------------	----	------------------------

別表第六の五七四の項の次に次のように加える。

五七五	県道島上条宮久保線見堂線	北進する大型自動車、特殊自動車、大型貨物自動車	甲斐市大袋六六一番地三先(県道と農道との変則交差点)	終日	葦崎	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-----	--------------	-------------------------	----------------------------	----	----	------------------------

別表第十の三、〇七五の項を次のように改める。

三、〇七五	県道中下条甲府線	甲府市丸の内二丁目一四番一三三号先	三	甲府	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-------	----------	-------------------	---	----	------------------------

別表第十の三、二四九の項を次のように改める。

三、二四九	削除	富士吉田	平成二十九年一月二七日 告示第一五七号
-------	----	------	------------------------

別表第十の五、一六五の項を次のように改める。

五、一六五	農道	北杜市長坂町夏秋五〇〇番地先	二	北杜	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
-------	----	----------------	---	----	-----------------------

別表第十の五、五三三の項の次に次のように加える。

五、五三四	市道	甲府市荒川二丁目一、〇一九番地二先	一	甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五三五	県道中 下条甲 府線	甲府市丸の内二丁目三番六号先	一	甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五三六	町道	中巨摩郡昭和町飯喰六二二番地二先	一	南甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五三七	市道	甲府市西下条町二八一番地二先	一	南甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五三八	市道	南アルプス市十五所七五九番地一四先	一	南アルプス	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五三九	主要地 方道北 杜八ヶ 岳公園 線	北杜市高根町下黒澤一、七六四番地一先	一	北杜	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五四〇	町道	南巨摩郡富士川町鯉沢一、五六七番地先	一	鯉沢	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
五、五四一	主要地 方道富 士川身 延線	南巨摩郡身延町角打二、六三五番地二先	一	南部	平成二十九年一月七日 告示第一五七号

五、五四二	主要地 方道河 湖精 進口 線	南都留郡富士河口湖町河口三、二一〇番地先	四	富士 吉田	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
-------	-----------------------------	----------------------	---	----------	-----------------------

別表第十四の四一の項を次のように改める。

四一	国道五 二号	甲府市上石田一丁目一〇番二先 （貫川橋西詰交差点）から甲斐市竜王一、三四〇番地二先（竜王立体交差点）までの両側	三、四九〇	甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
----	-----------	--	-------	----	-----------------------

別表第十四の五六の項を次のように改める。

五六	国道一 四一 号	北杜市高根町長沢四九五番地先（長沢交差点）から北杜市高根町清里三、五七〇番地先（国道一四一号との市道との丁字路交差点南側）までの両側	三、八五六	北杜	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
----	----------------	--	-------	----	-----------------------

別表第十四の四二八の項を次のように改める。

四二八	主要地 方道北 杜富 士 見線	北杜市小淵沢町二、九六九番地三先（馬術競技場入口交差点）から北杜市大泉町谷戸八、九九三番地先（高川橋東詰）までの両側	七、二〇〇	北杜	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
-----	-----------------------------	--	-------	----	-----------------------

別表第十四の八七一の項を次のように改める。

八七一	主要地 方道甲 府南ア	甲府市上石田一丁目一四番三〇号先（貫川交番南交差点）	四、四〇〇	甲府	平成二十九年一月七日 告示第一五七号
-----	-------------------	----------------------------	-------	----	-----------------------

線	ルプス	点)から甲斐市西八幡四、五三三番地先(農林高校北側交差点)までの両	除く。	告示第一五七号
---	-----	-----------------------------------	-----	---------

別表第十四の一、五五九の項を次のように改める。

一、五五九	市道	富士吉田市大明見一丁目一番一先(明見第一駐在所前交差点)から富士吉田市小見三丁目一〇番五三三号(県道と市道との丁字路交差点)までの両側	二、一九〇 車両(原付・けん除く。②③を)	四〇	富士吉田	平成二九年一月七日 告示第一五七号
-------	----	---	--------------------------	----	------	----------------------

別表第十四の一、七五〇の項に次のように加える。

一、七五〇	国道五	甲府市中央一丁目一番二〇号先(相生歩道橋交差点)から甲府市上石田一丁目四番三〇号先(貢川交番南交差点)までの両側	一、六四〇 車両(原付・けん除く。②③を)	五〇	甲府	平成二九年一月七日 告示第一五七号
-------	-----	--	--------------------------	----	----	----------------------

別表第十六の四、四一〇の項を次のように改める。

四、四一〇	削除		甲府	平成二九年一月七日 告示第一五七号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の七、二八二の項を次のように改める。

七、二八二	削除		甲府	平成二九年一月七日 告示第一五七号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、九二三の項に次のように加える。

一、九二四	町道	南巨摩郡身延町飯富二、二二九番地一先(国道五二号と町道との丁字路交差点・東進車両)	南部	平成二九年一月七日 告示第一五七号
一、九二五	主要地	上野原市鶴島四、四八四番地一九(主要地)と市道との丁字路交差点・西進車両	上野原	平成二九年一月七日 告示第一五七号

別表第三十の二の三七の項に次のように加える。

三八	主要地	甲府市丸の内一丁目五四一番地一先	終日	車両(貨物集配中に限る)	甲府	平成二九年一月七日 告示第一五七号
----	-----	------------------	----	--------------	----	----------------------

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十九年五月二十九日(第二千七百号)

四〇六	下四	山梨県企業局管理規程第一号	山梨県企業局管理規程第四号
	下終わりから十一	山梨県企業局管理規程第二号	山梨県企業局管理規程第五号

○ 平成二十九年八月十七日(第二千七百二十二号)

五八一	下六	山梨県企業局管理規程第一号	山梨県企業局管理規程第六号
-----	----	---------------	---------------